

おいしい*を明日のちからに



第58回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午後2時（午後1時受付開始）

会 場

ANAクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間
富山県富山市大手町2番3号

議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分

本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

株主総会終了後、当社の活動・商品等をご紹介させていただく説明会を開催いたします。ご都合のつく株主の皆様はぜひご参加ください。

ご出席株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

- 招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 招集ご通知添付書類
 - 事業報告
 - 連結計算書類
 - 監査報告
- 株主総会会場ご案内図

アルビス株式会社

証券コード 7475

トップメッセージ

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被害にあられた皆様に、改めて心よりお見舞い申し上げます。被災地の一員も早い復興を心よりお祈り申し上げるとともに、株主の皆様のご理解をいただきながら、今後も被災地域の復興応援を継続してまいります。

第58回定時株主総会を2025年6月20日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社グループの事業の現況と課題及び株主総会の議案について記載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

原材料価格の高騰やエネルギーコストの高留まり、業種業態を超えた競争の激化など、当社を取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「第四次中期経営計画」の中期経営方針「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」のもと、5つの重点施策に取り組んでおります。当社は常にお客様のニーズにお応えし、地域の食のライフラインを支える企業として持続的な成長・発展に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
池田 和男

以上

企業 理念

★ 食を通じて 地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します

食べることは「こころ」をあたたかくします。食べることの楽しみや喜びを通じて健康で豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

経営 理念

★ より新鮮で より美味しく 安全な商品をお打ち価格でお届けします

日々の生活の中で欠かすことのできない「食」。新鮮で美味しく、安全・安心な食材をお客様の期待を裏切ることのない品質と価格でご提供できるよう私たちは努力します。

第四次中期経営計画(第58期～60期)

＜中期経営方針＞ 「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」

＜5つの重点施策取組状況＞

1. お客様を笑顔にする商品の提供

- 節約志向にお応えする「食卓応援企画」の継続実施
- 名物商品や高付加価値商品の開発
- 新規取組み産地の開拓
- シニア会員を対象とした新会員制度「アルビスプラム友の会」スタート



2. お客様が楽しく 快適に買い物できる店づくり

- 岐阜県本巣郡北方町に中京エリア4店舗目となる「北方店」をオープン
- 富山県富山市に建替え新店「婦中速星店」をオープン、その他既存店4店舗の改装実施
- お客様ニーズに対応した海産・惣菜売場の強化
- 顧客満足度アップに向けたCS活動の推進



3. 働きがい、やりがいを感じられる 職場環境の実現

- DX推進人材育成プログラムの実施
- 女性管理職育成に向けた専門研修の実施
- パート社員考課制度などの社内制度の見直し
- 奨学金代理返還制度などの福利厚生制度の充実



4. 持続的な成長に向けた 業務基盤の強化

- 店舗オペレーションの標準化
- 物流センター新設および移設による配送効率の向上
- 海産プロセスセンターの稼働準備(2025年11月稼働予定)
- 電子棚札(ESL)の導入による店舗生産性の向上



5. 事業を通じた地域社会の課題解決

- 能登半島災害支援を継続的に実施
- 脱炭素社会実現への取組み(消滅型生ごみ処理機・太陽光パネルの導入等)
- 健康寿命延伸に向けた食育活動の継続実施
- フードドライブなどの食品ロス削減活動の推進



今後の成長につなげる 店舗戦略

第58期

建替え新店

婦中速星店

(2024年10月オープン)

富山市婦中エリアにおけるドミナント旗艦店。惣菜などの簡便・即食商品や、ニーズが増加している冷凍食品の品揃えを拡大した店舗。



新店

北方店

(2025年3月オープン)

中京エリア4店舗目となる北方店。「北陸のおいしいをお届け」をテーマに、北陸の特色ある商品や、日本海の新鮮な海産物などを豊富に取り揃え。



第59期

建替え新店

大広田店 (旧ルミネス店)

(2025年5月オープン)

能登半島地震の影響により閉店した旧ルミネス店を、大広田店として建替えオープン。自社開発商業集積「イータウン大広田店」のキーテナントとして、地域の楽しさと賑わいを創出。



建替え新店

太閤山店 (旧パスコ店)

(2025年秋オープン予定)

改装

第58期	高木店 (2024年7月)
	森田店 (2024年7月)
	小松幸町店 (2024年8月)
	吳羽東店 (2024年10月)
第59期	杜の里店 (2025年7月予定)

証券コード 7475
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

富山県射水市流通センター水戸田
三丁目4番地

アルビス株式会社
代表取締役社長 池田和男

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の後記のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午後2時（午後1時受付開始）

2. 場 所 富山県富山市大手町2番3号

ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間

3. 目的事項

報告事項 1. 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件

2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いております。従いまして、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ①事業報告の「会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況）」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- (2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示のない場合、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎電子提供措置事項の掲載ウェブサイト

電子提供措置事項につきましては、下記ウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.albis.co.jp/ir/release.html>

（ファイル名「第58回定期株主総会招集ご通知」を選択してご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（銘柄名（会社名）に「アルビス」または、「コード」に当社証券コード「7475」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択してご確認ください。）



◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

四

2025年6月20日(金曜日)
午後2時(受付開始:午後1時)



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

▶ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に
反対する場合 ➤ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

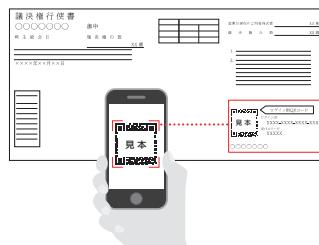
2025年6月19日 (木曜日)

午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

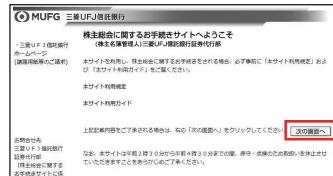
午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームから電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

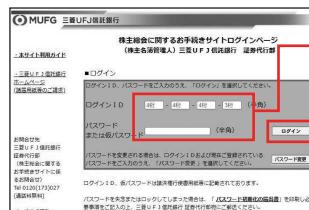
議決権行使
サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」を
クリック

- お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力してください。



「ログインID・仮パス
ワード」を入力

「ログイン」を
クリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第1号議案 剰余金処分の件

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は300,179,005円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき70円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日（月曜日）といたしたいと存じます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、加世多達也氏、松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	いけ 池 だ 田 かず 和 お 男	代表取締役社長	再任
2	よし 吉 はら 原 きぬ 絹 ひこ 彦	取締役常務執行役員 営業本部長	再任
3	うえ 上 の 野 ひろ 弘 き 樹	取締役常務執行役員 製造本部長	再任
4	か 加 せ 多 だ つ 達 や 也	取締役	再任 社外 独立
5	まつ 松 むら 村 あつ 篤 き 樹	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	再任 池田和男 (1961年7月16日生)	2003年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2009年10月 当社取締役 当社商品本部長 兼スーパー・マーケット事業本部長 2010年4月 当社スーパー・マーケット事業本部長 2010年10月 当社営業本部長 2011年4月 当社常務取締役 2012年4月 当社管理本部長 2015年4月 当社営業本部長 2017年4月 当社専務取締役 2018年5月 当社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 (株)北陸シジシー取締役	84,537株

[取締役候補者とした理由]

池田和男氏は、代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、中長期ビジョンや中期経営計画を策定し、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。これらの実績に加え、過去、営業部門、経営企画部門及び管理部門の各部門での業務に携わったことにより、現場に精通した豊富な経験と幅広い知識を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>よし はら きぬ ひこ 吉 原 紗 紗 彦 (1970年11月5日生)</p>	<p>1993年4月 三菱商事(株)入社</p> <p>2005年4月 Robinsons Convenience Stores (RCSI) 社取締役副社長</p> <p>2014年6月 三菱商事(株)ミャンマー・ヤンゴン事務所副所長</p> <p>2015年4月 Lluvia Limited社 経営戦略及び邦人出向者総責任者</p> <p>2017年5月 三菱商事(株)食品リテイル本部部長代行</p> <p>2017年11月 (株)ローソン海外事業本部副本部長</p> <p>2018年3月 同社理事執行役員 兼アジア・パシフィック事業本部長</p> <p>2022年3月 同社理事執行役員 兼アジア・パシフィックカンパニープレジデント</p> <p>2024年4月 当社常務執行役員営業本部副本部長 兼CS部長</p> <p>2024年6月 当社取締役常務執行役員営業本部副本部長兼C S部長</p> <p>2025年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 兼営業企画部長</p> <p>2025年5月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現任)</p>	一 株

[取締役候補者とした理由]

吉原紗彦氏は、三菱商事(株)及び(株)ローソンでの小売業分野の業務を通じて、豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社入社後も、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現へ大きく関与し実績を上げており、当社グループの重要な事項の決定及び経営執行に適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>うえのひろき 上野弘樹 (1959年7月30日生)</p>	<p>1982年4月 丸大食品(株)入社 2007年4月 同社品質保証部長 2019年4月 同社品質保証部顧問 2019年12月 当社入社 2020年4月 (株)アルデジジャパン代表取締役社長 2020年10月 当社執行役員 2021年4月 当社製造本部長 2021年6月 当社取締役執行役員製造本部長 2025年4月 当社取締役常務執行役員製造本部長 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 A&S(株)取締役</p>	1,385株
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>上野弘樹氏は、丸大食品(株)での食品製造・品質保証分野の業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、当社入社後は(株)アルデジジャパン代表取締役社長として同社を統括するなど要職を歴任し、取締役として求められる能力を培われております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
4	<p>再任 社外 独立</p> <p>かせだたつや 加世多達也 (1952年2月10日生)</p>	<p>1975年4月 (株)北陸銀行入行 2004年6月 同行執行役員経営管理部長 2005年6月 同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 2008年6月 同行常務執行役員 石川地区事業部本部長 2009年6月 同行取締役常務執行役員 石川地区事業部本部長 2010年6月 同行取締役専務執行役員 石川地区事業部本部長 2013年6月 同行取締役専務執行役員 2014年6月 堤地所(株)代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役 (現任)</p>	一株
		<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>加世多達也氏は、(株)北陸銀行にて取締役専務執行役員、堤地所(株)にて代表取締役社長を歴任し、会社経営に関与しておりました。現在、両職とも退任しておりますが、これまでの経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行っているほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の持続的な成長に貢献していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<p>再任 社外 独立</p> <p>まつ むら あつ き 松 村 篤 樹 (1949年11月7日生)</p>	<p>1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所 1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設 1982年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年11月 あおぞら経営(株)代表取締役（現任） あおぞら経営税理士法人代表社員（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス(株)社外取締役監査等委員 北陸監査法人代表社員</p>	一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

松村篤樹氏は、あおぞら経営(株)の代表取締役として経営に携わっており、また、公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しております。経営者としての豊富な経験や専門家としての見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行っているほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の持続的な成長に貢献していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 独立役員について

当社は、加世多達也氏及び松村篤樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 責任限定契約について

当社と加世多達也氏及び松村篤樹氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

(3) 在任期数について

社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加世多達也氏が6年、松村篤樹氏が5年となります。

【別表 取締役候補者及び監査役のスキルマトリクス】

氏名	選任された場合の役職予定	事業経営	業界知見	デジタル・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	食品製造・品質管理
池田和男	代表取締役社長	○	○	○			
吉原絹彦	取締役常務執行役員	○	○	○			
上野弘樹	取締役常務執行役員		○			○	○
加世多達也	取締役	○			○	○	
松村篤樹	取締役	○			○	○	
竹内公彦	常勤監査役		○			○	
山口敏彦	監査役					○	
樋尾亜佐子	監査役		○	○	○		

* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの/当社事業との関連性が強いものを最大3個記載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月23日開催の第56回定時株主総会において補欠監査役に選任された堀口康純氏より、本定時株主総会の開始の時をもって補欠監査役を辞任したい旨の申し出がありましたので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
いぬ づか まさ ふみ 犬塚 雅文 (1978年6月10日生)	2009年12月 金沢弁護士会入会 堀口法律事務所（現 堀口・犬塚法律事務所） 入所（現任） 2020年4月 金沢弁護士会副会長 2024年5月 日本登記法学会入会 【重要な兼職の状況】 金沢大学人間社会研究域法学系教授	一株

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

犬塚雅文氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者は、当社と法律顧問契約を締結している法律事務所に所属しております。
2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものであります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、犬塚雅文氏が監査役として就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 候補者が社外監査役に就任した場合は、当社と同氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とする予定です。

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善が進むなど各種政策の効果により、社会経済活動は徐々に正常化への動きが見られました。一方、ウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引き締め、資源価格・原材料価格の高留まり等、依然として経済の下振れリスクが存在し、先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、名目賃金は継続的な増加傾向が見られるものの、これを上回る物価上昇により、生活防衛的な節約志向はますます強まっており、業種業態を超えた競争激化や原材料価格の高騰、電気料の高留まり等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します」の企業理念のもと、当期より3年間（第58期～第60期）のビジョンを示した第四次中期経営計画を進めております。

第四次中期経営計画では「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」を経営方針とし、「お客さまを笑顔にする商品の提供」「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」「事業を通じた地域社会の課題解決」の5つを重点課題として、以下の施策に取り組んでまいりました。

「お客さまを笑顔にする商品の提供」については、多様化するお客さまニーズに応えるため、健康志向・簡便即食商品を拡充するとともに、名物商品などの高付加価値商品による差別化を図る一方で、節約志向に応えるPB商品の拡大や300品目をお値打ち価格で提供する食卓応援企画などを継続して実施いたしました。また、2024年8月より65歳以上のお客様を対象とした新会員制度「アルビスプラム友の会」として、毎週木曜日にお買物金額の10%を割り引くサービスをスタートしており、シニア層のお客様の日常生活が健康で豊かな生活になるよう取り組んでおります。なお、本サービスの会員数は2025年3月末で約10万人に達しております。

「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」については、店舗運営の標準化により顧客満足度の向上を図るとともに、最新MDを基調とした店舗改装を順次実行しております。2025年3月に岐阜県北方町に中京エリア4店舗目となる「北方店」をオープンしており、既存店については、2024年10月に「呉羽東店」(富山県富山市)を全面改裝、「婦中速星店」(富山県富山市)を建替え新店としてオープンするとともに、その他3店舗において改裝を実施いたしました。

「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」については、新入社員から経営幹部までの各階層に応じた研修を実施するとともに、DX人材や女性管理職育成に向けた教育プログラムを実施いたしました。また、従業員満足度調査の結果を人事施策に反映するなど、従業員が安心して働ける職場づくりに努めております。加えて、GLTD保険(団体長期障害所得補償保険)への加入や奨学金代理返還制度の導入など、福利厚生面を見直しました。

「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」については、店舗運営の標準化や電子棚札(ESL)の導入等により店舗生産性の向上を図るとともに、プロセスセンターにおいては継続的な原価改善と品質向上に努めております。また、今後の店舗拡大に向けた供給網構築への取り組みとして、2024年10月より石川県金沢市に新たに物流センターを稼働させております。これにより、従来の物流に係る車両台数を15%削減するなど、持続可能な物流体制の確立と物流コストの低減に努めております。

「事業を通じた地域社会の課題解決」については、地域社会における食品スーパー・マーケットの重要性が高まっていることを踏まえ、地域行政との連携を強化し、課題解決に取り組んでおります。特に食品ロス削減への取り組みとして、リレーフードドライブ活動の実施や無人フードドライブボックスの設置などに取り組んでおります。また、農業従事者の減少問題や若手農家の育成支援への取り組みとして、富山県内の若手農家コミュニティ等と連携したプロジェクト「TSUNAGRI(ツナグリ)」を開始しており、同プロジェクトでは、若手農家と消費者をつなぐイベントを通じて、食を通じた地域とのつながりの機会の創出や地産地消の推進に取り組んでおります。お買い物支援と地域の見守りに取り組む「移動スーパー」は、2025年3月末現在24台で運行しております。

2050年の脱炭素社会実現の一環として、温室効果ガス(GHG)の測定のほか、SDGs目標達成へ向けた環境保全への活動を「albis Green Action」と総称し取り組んでおり、トレー・ペットボトル回収などのリサイクル活動に加え、脱プラスチックを目指す取り組みとして、2024年9月より当社オリジナルエコバッグの販売を開始しております。また、店舗では、太陽光パネルを今期新たに8店舗に設置し再生可能エネルギーの利用を拡大するとともに、消滅型の生ごみ処理機の導入により食品廃棄量の削減にも取り組んでいる他、新店舗においては鉄骨使用量を削減する工法の採用や省エネ対応の設備に更新するなど、サステナブルな生活提案と環境負荷低減に寄与しております。

以上の結果、当連結会計年度は、建替えに伴う一時閉店や改装に伴う休業の影響があつたものの、前期新店（1店舗）の通期化や既存店舗の増収（前年同期比0.7%増）もあり、営業収益98,185百万円（前年同期比0.4%増）となりました。利益面では、高利益商品であるPB商品などの販売拡大とプロセスセンターの原価改善により売上総利益率が改善（前年同期比0.5%増）したものの、賃金増など人的資本への積極的な投資や光熱費の高留まりの影響等により、営業利益2,063百万円（前年同期比3.7%減）、経常利益2,605百万円（前年同期比2.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,622百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,087百万円であります。その主なものは、北方店の新規出店及び婦中速星店の建替え、既存店4店舗の改装等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において長期借入金6,000百万円を調達し、主に出店、店舗の改装等に充てております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2024年9月1日付で株式会社パスコ、2025年2月1日付で株式会社水橋ショッピングセンターのそれぞれ全事業を譲受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第55期 (2022年3月期)	第56期 (2023年3月期)	第57期 (2024年3月期)	第58期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	92,068	94,593	97,798	98,185
経常利益(百万円)	3,046	2,455	2,671	2,605
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,105	1,684	1,545	1,622
1株当たり当期純利益	240円63銭	192円50銭	178円52銭	187円67銭
総資産(百万円)	48,463	48,004	49,644	52,890
純資産(百万円)	29,450	30,569	31,446	32,322
1株当たり純資産額	3,366円39銭	3,494円36銭	3,635円08銭	3,768円75銭

- (注) 1. 営業収益は、売上高と不動産賃貸収入の合計額です。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しており、また期中平均発行済株式数については自己株式数を控除して算出しております。
 3. 「住民税、法人税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しておりますが、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

■ 営業収益



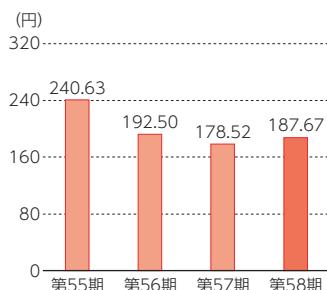
■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



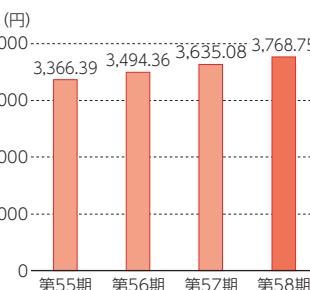
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産／純資産



■ 1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) アルデジヤパン	50百万円	100%	惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造
アルビスクリーンサポート(株)	10百万円	100%	リサイクル及びグループ内の各種業務受託

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続きインバウンド需要の拡大等により、景気は緩やかに回復基調を維持するものと予想されますが、原材料価格・電気料等の高留まりや物価上昇に伴う消費支出の低迷、米国の関税引き上げ政策による世界経済の減速等の影響など、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

食品小売業界におきましても、継続する物価高の影響から消費者の節約志向はさらに強まっていくことが想定されることに加え、業種業態を超えた競争の激化や人件費の上昇、電気料・物流費等の高留まりなど、依然として厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、2年目となる「第四次中期経営計画」の中期経営方針として「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」を掲げており、「お客さまを笑顔にする商品の提供」「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」「事業を通じた地域社会の課題解決」の5つの重点施策をさらに進めてまいります。

「お客さまを笑顔にする商品の提供」については、商品開発を専門に行う部署を新たに設置し、お客さまに満足していただけるような商品の開発に取り組むほか、子育て世代に対する新たなファンづくり施策の実施等により顧客接点を拡大してまいります。「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」については、お客さまに対するサービスレベルを更に向上させるとともに、より快適なお買い物ができるお店づくりを目指し、店舗改装に対し積極的な投資を行ってまいります。「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」については、従業員が長く安心して働けるとともに、より成長できる環境の実現に向け、人事制度の見直しに取り組んでまいります。「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」については、

これまでのバックシステムを最大限活用して生産性の向上を実現させるとともに、新設する海産プロセスセンターの立ち上げにより、更なる生産性の向上に取り組むほか、デジタルを活用した業務の効率化を推進してまいります。「事業を通じた地域社会の課題解決」については、地域社会との関係づくりを通じて、アルビスのブランド価値向上とアルビスファンの拡大を図ってまいります。

翌期の新店につきましては、建替え新店として、2025年5月に「大広田店（旧ルミネス店）」（富山県富山市）をオープンし、同年秋に「太閤山店（旧パスコ店）」（富山県射水市）のオープンを予定しております。

当社グループは、今後もお客様との信頼を大切にして誠実な企業を目指すとともに、これらの課題に取り組み、企業価値を向上させてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社2社及び非連結子会社4社により構成されています。

当社は、食品スーパーマーケットを主な事業しております。

連結子会社（株）アルデジヤパンは惣菜品の製造、精肉加工・製造及び豆腐商品類の製造を行っております。また、連結子会社アルビスクリーンサポート（株）は、リサイクル及びグループ内の各種業務を受託しており、いずれも食品スーパーマーケットを補完する事業として位置付けております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

当社	本社	富山県射水市
	物流センター	同上
	食品スーパーマーケット	富山県 38店舗 石川県 20店舗 福井県 6店舗 岐阜県 2店舗 愛知県 2店舗 計68店舗
（株）アルデジヤパン	惣菜製造工場 精肉加工工場 豆腐製造工場	富山県射水市
アルビスクリーンサポート（株）	本社	富山県射水市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
991名	9名減

(注) 使用人数は、就業人員で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,355名（1日8時間勤務換算による）が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
931名	7名減	40.9歳	10.7年

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,221名（1日8時間勤務換算による）が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,727百万円
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	1,777
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	1,043
株 式 会 社 富 山 銀 行	755
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150
株 式 会 社 福 井 銀 行	76
農 林 中 央 金 庫	39

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,255,926株
- ③ 株主数 13,747名
- ④ 大株主 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	1,388,440株	16.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	681,900	7.95
アルビス共栄会持株会	403,200	4.70
株式会社北陸銀行	250,000	2.91
力ナカーン株式会社	215,000	2.51
アルビス社員持株会	182,338	2.13
株式会社日本アクセス	144,400	1.68
株式会社富山第一銀行	142,600	1.66
三菱食品株式会社	140,000	1.63
株式会社富山銀行	100,000	1.17
株式会社北日本新聞社	100,000	1.17

(注) 持株比率は自己株式 (679,383株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。内容の詳細につきましては、事業報告33頁「(3) 会社役員の状況 ③取締役及び監査役の報酬等 ホ. 非金銭報酬等の内容」に記載しております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,646株	2名
社外取締役	ー株	ー名
監査役	ー株	ー名

- ⑥ その他株式に関する重要事項

自己株式の取得

当社は、2024年5月13日に公表した第四次中期経営計画における資本政策の一環として、株主への利益還元及び資本効率の向上を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく2025年2月14日開催の取締役会決議（取得期間は2025年2月17日から2026年2月16日までとし、上限取得株数300,000株、上限金額10億円とする。）に基づき、2025年2月17日から同年3月31日までの間、市場取引により、76,400株（発行済株式総数に対する割合は0.8%）の自己株式を総額210百万円で取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	池田和男	社長 (株)北陸シジシーアー取締役
取締役	吉原絹彦	常務執行役員 営業本部副本部長兼CS部長兼石川福井販売部長
取締役	上野弘樹	執行役員 製造本部長 (株)アルデジジャパン取締役 A&S(株)取締役
取締役	加世多達也	—
取締役	松村篤樹	あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス(株)社外取締役監査等委員 北陸監査法人代表社員
常勤監査役	竹内公彦	(株)アルデジジャパン監査役 アルビスクリーンサポート(株)監査役 (株)アルビスファーム信州なかの監査役 A&S(株)監査役
監査役	山口敏彦	山口法律事務所代表 中越パルプ工業(株)社外取締役 (株)グラスキューブ社外監査役
監査役	樋尾亜佐子	三菱商事(株)北海道支社食品産業・S.L.C.グループリーダー

- (注) 1. 取締役加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口敏彦氏及び樋尾亜佐子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役加世多達也氏は、経営者として会社経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として企業会計の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役加世多達也氏、取締役松村篤樹氏及び監査役山口敏彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

2024年6月21日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役石田康洋氏、監査役堀明久氏が任期満了により、それぞれ退任しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 方針の決定方法等

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容についてあらかじめ人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

(口) 方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与、中期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下、「PSU」という。）、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（以下、「RS」という。）とで構成する。

※PSU及びRSは非金銭報酬（株式報酬）である。

社外取締役の報酬等は、役割を鑑みて固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

ii. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 基本報酬

月例の金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の財務状況などを考慮し決定する。

(ii) 賞与

金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績に加え、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、業績予想の達成状況などを考慮し決定する。なお、賞与の決定時期は、概ね、当社の決算短信の承認に係る取締役会の決議後とする。

(iii) PSU

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定めるPSU株式交付数を基準に、中期経営計画目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、中期経営計画で掲げた重要業績指標等の達成状況などを考慮し決定する。PSUの割当時期は、中期経営計画終了翌年度の定時株主総会後、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

(iv) RS

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定める交付株数を基準に、会社の財務状況などを考慮し決定する。RSの割当時期は毎年の定時株主総会後、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

iii. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の基準となる報酬割合は固定報酬70%、変動報酬30%とする。なお、変動報酬の内訳は賞与：PSU：RS = 2 : 1 : 1とする。

社外取締役は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

報酬水準及び報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- (i) 取締役の個人別の基本報酬及び賞与の金額、PSU及びRSの割当金額は人事報酬諮問委員会が決定するものとし、人事報酬諮問委員会の委員を務める取締役及び監査役は、取締役会の決議に基づき、当該決定についての委任を受けるものとする。
- (ii) (i) の権限が適切に行使されるよう、人事報酬諮問委員会は、その委員の過半数を独立社外役員をもって構成し、委員長は独立社外役員から選定するものとする。また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、委員である独立社外役員は、各取締役に対して面談を含む活動成果の評価を行うものとし、人事報酬諮問委員会は、上記の評価の結果を踏まえ、当該決定を行うものとする。
- (ハ) 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由
取締役会は、(口)に記載した決定方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等について、その決定の委任を受けた人事報酬諮問委員会の決定方法が、取締役会で決議された当該決定方針と整合していることを確認し、また、取締役の個人別の報酬等の決定理由の概要について、人事報酬諮問委員会より報告を受け当該理由を確認していることから、当該報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

□. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

(イ) 決定方針における委任に関する事項

・委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する委任を受けた人事報酬諮問委員会の委員は、社長及び独立社外役員で構成され、その委員長は独立社外役員から選任されています。委員の氏名等は次のとおりです。

委員長 加世多 達也 (独立社外取締役)

委員 池田 和男 (代表取締役社長)

委員 松村 篤樹 (独立社外取締役)

委員 山口 敏彦 (独立社外監査役)

・委任された権限の内容

イ. (□) iv (i) に記載のとおりであります。

・権限を委任した理由

委員の過半数が独立社外役員で構成され、独立社外役員が委員長を務める人事報酬諮問委員会において個人別の報酬等を審議し決定することにより、報酬決定手続きの客観性・透明性をより確保できるものと判断したためであります。

・権限が適切に行使されるようにするための措置

イ. (□) iv (ii) に記載のとおりであります。

ハ. 監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で、監査役の協議によって決定することとしております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)	
		固定報酬		変動報酬			
		基本報酬	賞与 (業績運動報酬等)	非金銭報酬等 (業績運動型譲渡 制限付株式報酬) (PSU)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬) (RS)		
取締役 (うち社外取締役)	38,129 (8,000)	25,200 (7,200)	3,791 (800)	4,839 (—)	4,299 (—)	6 (2)	
監査役 (うち社外監査役)	25,366 (8,000)	22,566 (7,200)	2,800 (800)	— (—)	— (—)	4 (2)	
合計 (うち社外役員)	63,495 (16,000)	47,766 (14,400)	6,591 (1,600)	4,839 (—)	4,299 (—)	10 (4)	

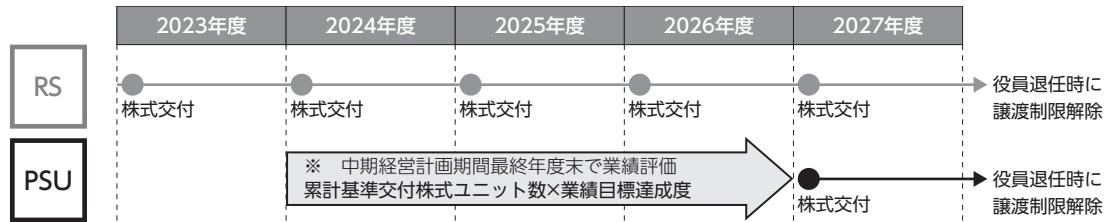
- (注) 1. 取締役の支給額には、執行役員の報酬及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 2023年6月23日開催の第56回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対して、上記（注）2の報酬等の額の範囲内で、対象取締役に対するRSに関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額15,000千円以内として、また、PSUに関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（連続する3事業年度）につき45,000千円以内として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第32回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれています。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入6,591千円（取締役5名に対し3,791千円（うち社外取締役2名に対し800千円）、監査役3名に対し2,800千円（うち社外監査役2名に対し800千円））。
6. 業績運動型譲渡制限付株式報酬（PSU）は第四次中期経営計画期間（2024年度～2026年度）を評価期間とするものであり、そのため当事業年度における業績指標の実績はありません。PSUに係る上記の金額は、当事業年度中に費用計上した額であります。

7. 役員報酬体系及びインセンティブ報酬の仕組みの概要

報酬の種類		報酬割合	業績評価指標	概要及び業績運動報酬に係る指標の選定理由
固定	基本報酬	70%程度	—	役員内規において、役位別に定める金額を基準に毎月支給します。
変動	短期 業績運動賞与	15%程度	<ul style="list-style-type: none"> ・連結経常利益 ・親会社株主に帰属する当期純利益 	<p>業績運動報酬として、取締役に対して賞与を支給しております。</p> <p>当該業績指標を選定した理由は、「連結経常利益」については、当社グループとしての経営活動全般的利益を表すものであり、取締役の貢献度を図るうえで重要な経営指標であること、また、「親会社株主に帰属する当期純利益」については、事業年度の最終の期間損益であり、業務執行の成果を測る指標としてふさわしいものであることによります。</p> <p>取締役の賞与は、役位ごとに定めた賞与基準額に上記業績指標の達成度に基づく評価係数を乗じて算定しております。なお、代表取締役を除く取締役は、これに個人評価に基づく業績貢献度を反映した比率を加減算しております。取締役の賞与は、人事報酬諮問委員会に諮り、答申を経たうえで、取締役会で決定しております。</p> <p>監査役の賞与は、役位ごとに定めた賞与基準額に基づき、人事報酬諮問委員会に諮り、答申を経たうえで、監査役会での協議にて決定しております。</p> <p>なお、当事業年度における「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の実績は、「1. 企業集団の現況（2）企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。</p>

報酬の種類		報酬割合	業績評価指標	概要及び業績連動報酬に係る指標の選定理由
変動	中期	業績連動型 譲渡制限付 株式報酬 (PSU)	7.5%程度	<p>財務指標：90%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結売上高 ・連結経常利益 ・ROE <p>非財務指標：10%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職数 ・従業員満足度 ・食品廃棄リサイクル率 ・GHG排出量
	長期	譲渡制限付 株式報酬 (RS)	7.5%程度	<p>非金銭報酬等として対象取締役に対してPSUを交付いたします。PSUの割当時期は、中期経営計画終了翌年度の定時株主総会後、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とします。</p> <p>当該業績指標を選定した理由は、いずれの指標も、第四次中期経営計画においてKPIとして目標設定しており、中期経営計画の数値目標の達成及び更なる企業価値向上へのインセンティブとなることが期待されることによります。</p> <p>役員内規において、取締役（社外取締役を除く）の役位別に予め定めた株式交付数を基準に、中期経営計画目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、中期経営計画で掲げた重要業績指標等の達成状況などを考慮し、評価期間終了時において0%～200%の範囲内で達成度に応じて交付する株式数を決定し、当社普通株式（譲渡制限付）を交付します。</p> <p>内容の詳細は、「ホ. 非金銭報酬等の内容（イ）PSU」に記載のとおりです。</p>

【株式報酬交付スケジュール】



ホ. 非金銭報酬等の内容

(イ) PSU

当社は、2023年6月23日開催の第56回定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象に、報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより、当社の中期経営計画の達成度に連動する中期インセンティブを与えることを目的として、PSUを導入しております。

対象者	社外取締役を除く当社取締役（対象取締役）
業績評価期間（以下、「対象期間」という。）	連続する3事業年度（中期経営計画期間と連動）
株式報酬枠	各対象期間につき45百万円以内
株式交付のための金銭報酬	対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合に応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。
割り当てる株式の種類及び割当てる方法	当社普通株式（業績連動型譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割り当てる株式の総数	各対象期間につき45,000株以内
交付株式数の算定方法	<p>業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定する。</p> <p>具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する（ただし、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）。各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合または支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整する。</p> <p>【計算式】</p> <p>◎各対象取締役に対する交付株式数 基準となる株式ユニット数（※1）の累計×支給割合（※2）</p> <p>※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定。</p> <p>※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0～200%の範囲で当社取締役会において決定。</p> <p>◎第四次中期経営計画期間（2024年度～2026年度）の業績評価指標 当該対象期間における算定の基礎として選定している業績評価指標の内容</p>

	<p>財務指標として 「連結売上高」「連結経常利益」「自己資本利益率（ROE）」 非財務指標として 「女性管理職数」「従業員満足度」「食品廃棄リサイクル率」「GHG排出量」 財務指標と非財務指標のウエイト 　財務指標：非財務指標=90%：10%</p>
交付要件	<p>対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付する。</p> <p>(i) 対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったこと (ii) 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと (iii) 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること</p> <p>なお、上記(i)にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または対象期間中に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合（死亡により退任した場合を除く。）には、当該対象取締役または退任者に対する交付株式数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。</p> <p>また、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に対象取締役が死亡した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して支給する。</p>
払込金額	業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、当社取締役会において決定する。
譲渡制限期間	業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当てを受けた業績連動型譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限を解除する。
当社による無償取得	業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は当該割当てを受けた業績連動型譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、上記と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても割り当てております。

(口) RS

当社は、2023年6月23日開催の第56回定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める長期インセンティブを与えることを目的として、RSを導入しております。

対象者	社外取締役を除く当社取締役（対象取締役）
株式報酬枠	年額15百万円以内
株式交付のための金銭報酬	当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。
割り当てる株式の種類及び割当ての方法	当社普通株式（譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割り当てる株式の総数	年15,000株以内
払込金額	株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、当社取締役会において決定する。
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該割当てを受けた譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
当社による無償取得	譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該対象取締役が割当てを受けた譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、上記と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても割り当てております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	加世多 達也	—	—
取 締 役	松 村 篤 樹	あおぞら経営(株) あおぞら経営税理士法人 トナミホールディングス(株) 北陸監査法人	代表取締役 代表社員 社外取締役監査等委員 代表社員
監 査 役	山 口 敏 彦	山口法律事務所 中越パルプ工業(株) 株)グラスキューブ	代表 社外取締役 社外監査役
監 査 役	樋 尾 亜佐子	三菱商事(株)	北海道支社食品産業・S.L.C.グループ プリーダー

(注) 社外監査役樋尾亜佐子氏が兼職している三菱商事株式会社は、当社の主要株主であります。その他、各社外役員の兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (18回開催)	監査役会 (14回開催)			
		出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役	加世多 達也	18回	100%	—	—
取 締 役	松 村 篤 樹	18	100	—	—
監 査 役	山 口 敏 彦	18	100	14回	100%
監 査 役	樋 尾 亜佐子	18	100	14	100

・社外取締役の発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加世多達也氏は、金融・不動産分野における経営に携わった経験から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

・社外監査役の発言状況

監査役山口敏彦氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

監査役樋尾亜佐子氏は、販促事業やデジタルマーケティング分野に精通しており、豊富な経験と幅広い知識から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役並びに社外監査役とも、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める金額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から提出いただいた監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について、社内関係部署からの報告や前事業年度の職務執行状況等を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、事業展開等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績を勘案した安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき70円となります。

(注)本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て表示しております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	14,674	流動負債	13,202
現金及び預金	6,218	買掛金	5,546
売掛金	2,821	1年内返済予定の長期借入金	1,919
商品	2,614	リース債務	491
原材料及び貯蔵品	219	未払法人税等	460
その他の	2,877	賞与引当金	633
貸倒引当金	△77	役員賞与引当金	16
固定資産	38,215	その他の	4,134
有形固定資産	32,313	固定負債	7,364
建物及び構築物	16,856	長期借入金	4,650
機械装置及び運搬具	700	リース債務	1,150
土地	11,357	受入敷金保証金	638
リース資産	1,579	資産除去債務	882
その他の	1,818	その他の	43
無形固定資産	897	負債合計	20,567
その他の	897	純資産の部	
投資その他の資産	5,004	株主資本	32,047
投資有価証券	1,035	資本金	4,908
敷金及び保証金	3,420	資本剰余金	5,633
繰延税金資産	346	利益剰余金	23,174
その他の	424	自己株式	△1,669
貸倒引当金	△221	その他の包括利益累計額	275
		その他有価証券評価差額金	275
資産合計	52,890	純資産合計	32,322
		負債純資産合計	52,890

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目					金 額	
売上	原価	高	利	益		97,165
売上	総貸	利	入	益		67,554
不動産賃	貸総	利	利	益		29,611
販売費及び営業	一般管理費	利	利	益		1,020
営業	外取	利	益			30,631
受取	配手	当	金			28,568
受取	手取	数	料			
受取	販売の	奨	金			2,063
受取	の	励	他			
業外費用					14	
支払向					20	
支出その他の					38	
業外費用					194	
支払向					382	
支出その他の						650
業外費用					40	
支払向					52	
支出その他の					15	
業外費用						108
業外費用						2,605
別損	損産	利	失			
固定資産減	損	除損	却損		43	
税金等調整前	当期	純利益	失益		178	
法人税、住民税	及び	事業	税額			221
法人税	等	調整	額		718	
当期	純利	益			43	
親会社株主に帰属する当期純利益						761
						1,622
						1,622

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	4,908	5,633	22,157	△1,463	31,235
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△605		△605
親会社株主に帰属する当期純利益			1,622		1,622
自己株式の取得				△210	△210
自己株式の処分		0		5	5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	1,016	△205	812
2025年3月31日 残高	4,908	5,633	23,174	△1,669	32,047

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2024年4月1日 残高	210	210	31,446
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△605
親会社株主に帰属する当期純利益			1,622
自己株式の取得			△210
自己株式の処分			5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	64	64	64
連結会計年度中の変動額合計	64	64	876
2025年3月31日 残高	275	275	32,322

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

アルビス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 真 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルビス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

アルビス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 真 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルビス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

アルビス株式会社 監査役会

常勤監査役 竹内公彦 ㊞
監査役 山口敏彦 ㊞
監査役 樋尾亜佐子 ㊞

(注) 監査役山口敏彦及び監査役樋尾亜佐子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主優待のご案内

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
株主優待品	アルビス商品券	北陸地方名産品ギフト		アルビスプライベートブランド 「アルビスのこだわり商品セット」
		(株)氷見うどん高岡屋本舗 「氷見糸うどん」	日の出屋製菓産業(株) 「しろえび紀行」	
ご所有株式数 100株以上				
ご所有株式数 100株以上	1,000円 (1,000円券×1枚)	1,000円相当	1,000円相当	1,000円相当
ご所有株式数 400株以上	3,000円 (1,000円券×3枚)	2,000円相当	2,000円相当	2,000円相当
ご所有株式数 600株以上	4,000円 (1,000円券×4枚)	3,000円相当	3,000円相当	3,000円相当
ご所有株式数 1,000株以上	7,000円 (1,000円券×7枚)	5,000円相当	5,000円相当	5,000円相当
1年以上継続 保有の株主様	プラス 1,000円券1枚贈呈	プラス 1,000円相当の 「氷見糸うどん」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「しろえび紀行」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「昆布などのセット」を贈呈

※ 申込書のコースに丸がないものは、「Bコース」を贈呈させていただきます。

申込期限:2025年7月15日(火) 必着

継続保有株主優遇制度

当社株式を1年以上継続して100株以上保有(株主名簿に連続3回以上同一株主番号で記載)の株主様を対象に、3月末日及び9月末日を基準日として年2回株主優待を追加贈呈いたします。

アルビス ホームページ・公式アプリのご案内

アルビスに関する情報はホームページ・公式アプリでもご覧になれます。

IR情報やニュースリリースから、環境保全・社会貢献活動、お得なショッピング情報まで、アルビスのすべてがわかるホームページ・公式アプリです。ぜひご利用ください。

ホームページ



<https://www.albis.co.jp/ir/>

公式アプリ



ダウンロード QRコード



事業を通じて地域社会の課 お客様からの信頼獲得や従業員の

地域社会との連携活動

食品ロス削減の取組み

ご家庭で使用予定のない食品を集め、必要とされる方へお届けするフードドライブを2020年より実施しています。活動の輪は自治体、社会福祉協議会、学生、スポーツ選手等に広がり、寄贈数も年々増加傾向にあります。今後も各団体との連携を図りながら、食品ロス削減に向けた意識啓発活動に取り組んでまいります。



熱中症対策

熱中症対策の重要性が高まっていることから、店内のイートインスペースをクールシェアスポットとして開放しています。また、地域社会の健康増進に役立てるよう、熱中症の正しい知識を身につけお客様に伝える「熱中症対策アンバサダー」の修得を推進しています(2025年3月末現在232名認定)。



能登半島災害支援

令和6年に能登地方で発生した災害で被災した地域への応援を継続して実施しています。当社でお買い上げいただいた対象商品の一部を寄付する「復興応援企画」や未だ避難生活を余儀なくされている方々へキッチンカーでの食事提供やコンサートのご招待などを行っています。日常の生活に早く戻れるよう長期的な支援を行ってまいります。



若手農家支援

富山県内の農業の担い手不足を解消し、農業振興や若手農家の育成支援を目的とする、つなぐアグリプロジェクト「TSUNAGURI(ツナグリ)」を発足しました。「食と健康」をテーマに若手農家が生産した野菜の試食販売や県産野菜の魅力を発信しています。若手農家の販路拡大によって、未来に希望が持てる持続可能な社会の実現に向け取り組んでまいります。



題解決に取り組むことで、満足度向上につなげていきます。

環境保全の取組み「albis Green Action」

お客様とともに進める環境活動

持続可能な社会の実現のため、お客様のご協力のもと環境負荷軽減に向けた様々な活動を行っています。6月の環境月間に合わせ、食や消費に関して日頃から取り組みたいことを書いてもらいうイベントの実施や環境配慮商品に触れてもらうフェアを開催し、環境への理解を深め、自分たちにできることを考える機会を創出しています。



消滅型の生ごみ処理機の導入

店舗での生ごみ排出量削減に向け、消滅型の生ごみ処理機を導入しております。微生物によって生ごみを分解、細分化し水として排出することによって、焼却時に発生する二酸化炭素を約90%抑制することが可能となります。2024年度は食品廃棄量を約230トン削減しており、2025年度は新たに5店舗の導入を予定しています。今後も環境課題に対応する取り組みを推進してまいります。



再生可能エネルギーの導入

2050年のカーボンニュートラルを目指したGHG排出量削減の取り組みの一環として、当期中に新たに8店舗に太陽光パネルを設置いたしました（これまでに15店舗と工場の合計16拠点に設置済）。太陽光パネル設置店舗の電力使用量は約20%削減しており、今後も引き続き、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してまいります。



株主総会会場ご案内図



株主メモ

事 業 年 度 每年4月1日から翌年3月31日まで

定期株主総会 毎年6月開催

定時株主総会の
基 準 日 每年3月31日 (その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日)

配当基準日 毎年3月31日及び毎年9月30日

※住所変更・単元未満株式の買取のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

※未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

アルビス株式会社

〒939-0402 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

会 場 ANAクラウンプラザホテル富山
3階 「鳳」の間

富山市大手町2番3号
電話(076)495-1111(代)

交 通

- ・ J R 富山駅から城址大通りを徒歩約15分
 - ・ 富山地鉄バス 富山駅バスターミナルで乗車、「城址公園前」下車すぐ
 - ・ 富山空港から、車で約20分または富山地鉄バス 富山駅前行乗車「総曲輪」下車すぐ
 - ・ 北陸自動車道 富山インターから、富山駅方向へ車で約15分
 - ・ 富山地鉄 市内電車 環状線「富山駅」で乗車「国際会議場前」下車すぐ

当会場には専用駐車場の用意がございませんので
ご注意ください。

会場変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.albis.co.jp/>) にてお知らせします。

